

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
その翌日が休日)  
(たるの翌日)

## 告示

### 目次

◆告示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

選挙管理委員会の招集

◆選管告示 ◆公安規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（  
警務課）

◆人委規則 ◆人委規則の一部を改正する規則及び職員の旅費に関する規則

第二種小売店舗についての意見の聴取（商工指導課）

### 鳥取県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤崎町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷本伊勢雄 東伯郡赤崎町大字竹内五八〇

船越好幸 東伯郡赤崎町大字赤崎六一

大黒泰平 東伯郡赤崎町大字赤崎五五四一

松本時正 東伯郡赤崎町大字赤崎七四一

小倉萬造 東伯郡赤崎町大字赤崎四〇六一一

森嘉男 東伯郡赤崎町大字赤崎一六五一

入江勝太郎 東伯郡赤崎町大字別所四四四

西村達雄 東伯郡赤崎町大字出上三八六

東伯郡赤崎町大字竹内二九四

岸本弘久 東伯郡赤崎町大字竹内三七二

石賀信雄 東伯郡赤崎町大字竹内二九四

豊嶋信雄 東伯郡赤崎町大字光二三九

澤田行光 東伯郡赤崎町大字高岡四七一一

東伯郡赤崎町大字佐崎一四五

東伯郡赤崎町大字出上一五一一七

丸本忠良	東伯郡東伯町大字八橋一七三五	監事	鉄本忠宏
入江忠夫	東伯郡赤崎町大字宮木三一〇一一	石賀伊瑳夫	入江忠夫
杉山輝	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一一	高力嗣男	大島忠之
大島忠之	東伯郡赤崎町大字西宮四六八	高力嗣男	大島忠之
平成四年六月二十日退任	東伯郡赤崎町大字高岡四五一	東伯郡赤崎町大字高岡四五一	東伯郡赤崎町大字高岡四五一
就任した役員の氏名及び住所			
理事 谷本伊勢雄	東伯郡赤崎町大字竹内五八〇		
小林弘美	東伯郡赤崎町大字赤崎四七		
森嘉男	東伯郡赤崎町大字赤崎一六五一		
大島忠之	東伯郡赤崎町大字赤崎一五一九		
小倉萬造	東伯郡赤崎町大字赤崎四〇六一一		
大黒泰平	東伯郡赤崎町大字赤崎五五四一一		
小松一雄	東伯郡赤崎町大字赤崎七七九		
入江勝太郎	東伯郡赤崎町大字別所四四四		
丸本忠良	東伯郡東伯町大字八橋一七三五		
鉄本忠宏	東伯郡赤崎町大字八橋一四九四		
西村達雄	東伯郡赤崎町大字出上三八六		
澤田行光	東伯郡赤崎町大字出上一五一二七		
高橋廣吉	東伯郡赤崎町大字勝田一八九四		
財賀幸紀	東伯郡赤崎町大字佐崎一四五		

就任した役員の氏名及び住所

平成四年六月二十日退任	高 力 嗣 男	東伯郡赤崎町大字高岡四五一	東伯郡赤崎町大字赤崎一五九一	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一	東伯郡東伯町大字八橋一七三五	丸 本 忠 良
" "	大 島 忠 之	東伯郡赤崎町大字西宮四六八	東伯郡赤崎町大字赤崎一五九一	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一	東伯郡東伯町大字八橋一四九四	鐵 本 忠 宏
" "	石 賀 伊 瑩 夫	東伯郡赤崎町大字宮木三一〇一	東伯郡赤崎町大字赤崎一五九一	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一	東伯郡東伯町大字八橋一四九四	入 江 忠 夫
" "	杉 山 輝	東伯郡赤崎町大字宮木三一〇一	東伯郡赤崎町大字赤崎一五九一	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一	東伯郡東伯町大字八橋一四九四	丸 本 忠 良
" "	事	東伯郡赤崎町大字宮木三一〇一	東伯郡赤崎町大字赤崎一五九一	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一	東伯郡東伯町大字八橋一四九四	鐵 本 忠 宏

中井	石賀	入江忠夫	高力博文	永田邦義	湯原昭宣	秦野正志	石賀昭一	杉山輝	石賀巖	喜八朗	東伯郡赤崎町大字竹内三七二 東伯郡赤崎町大字竹内二九四
東伯郡赤崎町大字宮木三一〇一 東伯郡赤崎町大字高岡三六六	東伯郡赤崎町大字箇津一三一一五 東伯郡赤崎町大字八幡九八六	東伯郡赤崎町大字湯坂七三 東伯郡赤崎町大字尾張一七三一三	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一一 東伯郡赤崎町大字西宮七四	東伯郡赤崎町大字高岡二八四							
東伯郡赤崎町大字宮木三一〇一 東伯郡赤崎町大字高岡三六六	東伯郡赤崎町大字箇津一三一一五 東伯郡赤崎町大字八幡九八六	東伯郡赤崎町大字湯坂七三 東伯郡赤崎町大字尾張一七三一三	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一一 東伯郡赤崎町大字西宮七四	東伯郡赤崎町大字高岡二八四							
東伯郡赤崎町大字宮木三一〇一 東伯郡赤崎町大字高岡三六六	東伯郡赤崎町大字箇津一三一一五 東伯郡赤崎町大字八幡九八六	東伯郡赤崎町大字湯坂七三 東伯郡赤崎町大字尾張一七三一三	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一一 東伯郡赤崎町大字西宮七四	東伯郡赤崎町大字高岡二八四							
東伯郡赤崎町大字宮木三一〇一 東伯郡赤崎町大字高岡三六六	東伯郡赤崎町大字箇津一三一一五 東伯郡赤崎町大字八幡九八六	東伯郡赤崎町大字湯坂七三 東伯郡赤崎町大字尾張一七三一三	東伯郡赤崎町大字松谷五九七一一 東伯郡赤崎町大字西宮七四	東伯郡赤崎町大字高岡二八四							

鳥取県告示第五百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、仙津土地改良区の定款の変更を平成四年六月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西尾

次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
河原町	土地改良総合整備事業（地域改善）先城 地区農用地造成	平成四年三月二十五日
"	通寺地区農道整備事業（地域改善）南円	"
"	土地改良総合整備事業（一般）西郷地区 区画整理	"
八東町	土地改良総合整備事業（小規模排水）北 山地区区画整理	昭和五十八年三月二十五日
佐治村	農村基盤総合整備事業上佐治（尾際）地 区区画整理	平成三年十二月九日

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

平成四年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年七月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県告示第五百九十五号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。  
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月二十七日 鳥取県指令受米土維第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大谷町三五一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大塚 稔

- 1 日時 平成四年七月六日（月） 午前十一時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題 第十六回参議院議員通常選挙について

- 2 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について

## 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成4年七月三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

平成4年七月三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

### 鳥取県公安委員会規則第八号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「外勤課」を「地域課」に改める。

第十条の三の見出し及び同条各号列記以外の部分中「外勤課」を「地域課」に改め、同条第一号中「外勤警察」を「地域警察」に改め、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 警察用船舶の運用に関すること。

第十三条第二号及び第二十一条第一項中「外勤課」を「地域課」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則

## 人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則及び職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

### 鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の給料の調整額に関する規則及び職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第一条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「外勤課」を「地域課」に改める。

（職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

5 平成 4年 7月 3日 金曜日

## 鳥取県公報

に改め。

この異議は、今申し述べたい。

## 雑報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年7月17日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成4年7月3日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中篠篤

○法第5条第1項の届出に係るもの

外勤課航空隊	地域課航空隊
外勤課鉄道警察隊	地域課鉄道警察隊

- (1) 届出者の名称及び住所  
株式会社シバタ  
鳥取市湖山町北三丁目303
- (2) 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
S-mart 桜谷店  
鳥取市正蓮寺109
- (3) 開店日  
平成4年11月27日
- (4) 店舗面積  
810m<sup>2</sup>
- (5) 主として販売する物品の種類  
食料品他